

オンライン申込試行のご案内

～令和8年10月29日、30日開催の「職長教育」で実施します～

(一社) 水戸労働基準協会

1. 試行の概要

- (1) かねてからご要望の多いオンライン申込への移行に向けて、影響等を調査するため試行的に実施するものです。原則として従来のFAXによる申込みは受け付けません。
- (2) 当協会HP内のリンクまたは下記QRコードから申込みフォームで申込んで頂きます。
- (3) 受講票、受講料の請求書、受講案内はメールに添付してお送りします。
- (4) 請求書に記載の期日までに受講料をお支払のうえ、当日は受講票を印刷または画面に表示して、会場の受付で提示して頂きます。

2. 申込みから受講までの流れ

- (1) 有効なメールアドレスが必要です。同じアドレスで異なる受講者の申込みができますが、災害時など講習に関するご連絡にも使用しますのでご承知おきください。
- (2) トップページから「安全衛生教育等」⇒「職長教育」と進み「申込みはこちら」バナーから申込みフォームに入ります。必要項目を入力して送信してください。受理した場合は受付完了のメールを返信しますので、「@form.run」からの受信を許可してください。

職長教育（法第60条）

職長教育（法第60条）とは

職長とは、労働安全衛生法第60条に「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められており、名称はともかく、仕事をする上で、現場で指揮、命令する人を指します。製造業、建設業等の一定の業種において、新任の職長に職長として職務を遂行するために必要な能力を付与するものとして「職長教育」（労働安全衛生法第60条）が義務付けられています。

なお、建設業においては、安全衛生責任者の選任（労働安全衛生法第16条）が義務付けられているため、水戸労働基準協会が実施している「職長・安全衛生責任者教育」の受講をお勧めします。

[講習案内詳細](#)

[受講申込書 \(PDF\)](#)

[受講申込書 \(Excel\)](#)



↑こちらからも入れます

- (3) 9月1日（火）の午前8時30分から申込みを受け付けます。この日の午後3時まではすべての申込みを受理し、定員を超えた場合には抽選（他の講習と同様に会員様優先）とします。このため、午後3時から30分間は受付を中断します。定員に達しない場合は、以後先着順で申込を受け付けます。
- (4) 抽選に漏れた場合は当日中にメールで連絡しますので、キャンセル待ちのご希望の有無を返信してください。
- (5) 受講が確定した方にはその旨を連絡し、後日、受講票、受講料請求書、受講案内をメールに添付してお送りします。請求書に記載の期日までに受講料をお支払のうえ、当日は受講票を印刷または画面に表示して、会場の受付で提示してください。